

令和4年1月24日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業の周知について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、現在厚生労働省において「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」
(令和3年11月19日閣議決定)に基づき、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続
される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度(月
額9,000円相当)引き上げるための措置の実施を目的とする事業が予定されています。

各事業者におかれましては、下記厚生労働省ホームページにて制度概要が周知されてお
りますのでご承知おきいただくとともに、事業に係る情報は、厚生労働省からの案内等に伴っ
て今後随時お知らせする予定です。

なお、現在は事業に係る制度設計の段階ですので、問い合わせ等はお控えいただきますよ
うお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html

※上記ホームページに掲載中の資料(検討中)を別紙で添付しています。

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	森
TEL	058-272-8302		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		